

開発途上国
運用実態

建築許可制度
フィリピン

制度の枠組み
耐震基準

正会員 ○檜府 龍雄 1*
正会員 宮田 伸昭 1*
正会員 佐久間順三 2**
正会員 今井 弘 3***
中村 隼人 1*
正会員 保坂 公人 4****
正会員 岡本隆之輔 5*****

開発途上国の多くの国において、建築許可制度が整備され、建築物の水準確保の努力がなされている。しかしながら、建築物に関連する災害・被害が多く、その原因として、建築基準の要求水準の不十分が指摘されることが多い。また、制度の実施状況に問題があるとの意見もある。本調査研究では、こうした問題点検討のための基礎的な調査研究として、各国の建築許可制度の法令的な枠組みとその運用実態を把握しようとするものである。今回は、その1インドネシア続き、フィリピンについて報告する。

1. 調査研究の方法

ヒアリングの結果及び収集した法令により比較検討・整理した。ヒアリングの実施状況は以下のとおり。立場を異にする機関を対象にしたのは、説明者により説明がしばしば食い違うことから、これらのヒアリング結果を総合することにより初めて実態が把握できるとの考えによる。

(1) 建築許可、建築基準に関係する中央省庁

建築行政、建築許可制度を所管している、公共事業道路省の次官 (2011年3月11日)、同建築基準担当部長 (2011年12月16日)

低コスト住宅プロジェクト (Economic and Socialized Projects) の実施、不動産処分等に関する許可を所管し、それらについての基準の作成を担当している住宅・土地利用規制委員会の基準担当部長 (HLURB Housing and Land Use Regulatory Board) 及び公的な低コスト住宅プロジェクトを行っている政府機関である国家住宅庁 (NHA National Housing Authority) の住宅技術開発部長 (両者とも 2011年12月19日)

(2) 建築許可実施機関

建築許可の業務を実施している市の建築許可担当者を対象に下記のヒアリングを行った。

- ・パンパンガ州メキシコ町建築許可担当 (2010年11月22日)
- ・アグサン・デル・ノルテ州ブトゥアン市の建築許可担当 (2010年11月24日)
- ・メトロマニラ首都圏のパシグ市及びマリキナ市の建築許可担当 (両者とも 2011年12月20日)

(3) 建築基準作成機関

フィリピン構造基準 (NSCP National Structural Code of the Philippines) の作成を行っているフィリピン構造技術者協会 (ASEP Association of Structural Engineers of the Philippines) の前会長で同協会基準委員会委員の Ronaldo S. Ison 氏 (2011年12月15日)

(4) 建築設計を実施しているコンサルタント

マニラ市に事務所を置くコンサルタント事務所 2社のヒアリング (2011年3月10日、11日)

2. 法制度の枠組み

(1) 根拠法令、実施主体及び技術基準

建築許可制度は、公共事業道路省所管のフィリピン建築基準 (NBCP: National Building Code of the Philippines 現行基準は、Presidential Decree No. 1096, 1977年) 205節に規定された地方政府の建築主事 (Building Officials) が実施している。公共事業道路省は、公共事業の実施機関という性格が強く、他の主体が行う建築行為についての許可行政にはあまりウエイトを置いていないとのことであり、建築基準・建築許可制度の公式の担当部署は設置されていない¹⁾。フィリピン建築基準は、主に法令の施行、許可等の手続きと、概括的規定を定めており、技術基準はそれぞれの分野の専門家団体が定める基準の役割が大きい。構造関係は、フィリピン構造技術者協会が作成したフィリピン構造基準が、公共事業道路省により、参照すべき基準 (referral code) として認定されている²⁾。これは、主に大規模建築物を想定しており、小規模住宅については馴染みにくい面があることから、2010年の改訂に当たり、小規模住宅に関する構造基準を別途第3巻として作成することとし、2012年6月を目標に作成中とのことである³⁾。電気、機械、防火設備などについても、同様に、それぞれの専門家団体が基準を作成している⁴⁾。

また、国家住宅庁や民間団体が実施する低コスト住宅プロジェクトについては、NBCP 施行規則 (Implementing Rules and Regulations 公共事業道路大臣決定) において、住宅・土地利用規制委員会が定める基準 (Revised Implementing Rules and Regulations for BP220)⁵⁾ に従うこととされている。構造関係については、同基準第2章6節 B3 一般基準

(Rule II Section6 B 3 General Construction Requirements) において、NSCP の最新版に従うよう規定している。即ち、上位の建築全般に関する基準は、一般建築と低コスト住宅プロジェクトの 2 本立てとなっているが、構造基準はフィリピン構造基準に一元化されていると理解される。

(2) 許可対象の建築物、行為

いずれの法令にも許可対象建築物の限定は規定されておらず、法令上は、全ての地域の全ての建築物が許可を必要とするとして解釈される。許可対象の行為は、建築、修繕、模様替えに加えて、移設、用途変更、除却が対象になっている。また、維持管理が建築基準の対象とされており、構造基準において、商業業務施設について、各階の設計積載荷重の表示、ゾーン 4 (地震荷重が大きい地域。パラワン諸島以外の大部分の地域がこれに区分されている。) の高さ 50m 以上の建築における地震計の設置などが義務付けられているなど、興味深い (構造基準 105 節)。

(3) 技術基準

フィリピン建築基準 (NBCP) において、ゾーニング、建物高さ、床面積、耐火性能、衛生設備、機械設備、電気設備などの基本的な事項を定めている他、敷地からの壁面後退、道路上へのバルコニー等の突出の限度距離、木造の場合の最小の柱寸法などについては、具体的な数値が規定されている。

同基準を受けた施行規則には、多くの事項についての規定が定められている。この施行規則は、表、イラストが多用され理解しやすいようになっており、日本の法令とは相当に趣を異にしている。これらの中には構造関係の記述はほとんど見当たらない。フィリピン構造技術者協会作成、公共事業道路省認定のフィリピン構造基準が、構造関係の基準として機能しているという形になっている。その内容は下記のとおりである。なお、同基準の前文において、この改訂版は米国の最新基準をできるだけ採用するようにしたとし、その具体的な基準として、Uniform Building Code UBC-1997、International Building Code IBC-2009、American Society of Civil Engineers ASCE/SEI 5-05 など 10 の具体的な基準の名称を列記している。

<2010 年フィリピン構造基準の構成>

第 1 章：通則	第 2 章：最小の設計荷重
第 3 章：土工事と基礎	第 4 章：コンクリート
第 5 章：スチール	第 6 章：木造
第 7 章：メーソンリー	

(4) 建築許可の申請

建築許可申請は、①Building Officials の指定した様式、

②工事の範囲、③敷地の概要と所有権、④用途、使用法、⑤工事費概算額、⑥設計図書と仕様書 (有資格の技術者により作成、署名、シールされたもの。通常、資格証のコピーの添付が求められている。) を提出して行うこととされている (建築基準 302 節)。

(5) 建築設計、審査に関する資格制度

設計図書と仕様書の作成を行う技術者の資格は、大学卒業後、専門職能規制委員会 (PRC Professional Regulatory Commission) が実施する試験に合格すると取得できることとなっており、建築、構造、電気、機械などの区分がある。建築許可の責任者である建築主事については、国籍、資格、所属機関、経験等の要件が定められている (建築基準 206 節)。

(6) 基準の使用言語

建築基準、構造基準のいずれも英語版のみである。これは、大学での技術者教育が英語で行われており、技術者であれば英語版のみで問題がないためとのことである。

補注

- 1) 同省建築基準担当部長によれば、建築許可制度・建築基準関係業務は、公共建築の設計、施工監理などの本務の合間に、voluntary で行っているとの説明であった。また、同省のホームページには、建築許可制度に関する説明は無く、組織図にも担当部局は記されていない。
- 2) referral code は、遵守が義務付けられたものであるとのことであった。
- 3) 出版されているフィリピン構造基準の前文の改正の要点説明には、4 章 (コンクリート構造) 「1、2 家族用住宅、タウンハウスは、この章では扱っていない」、同 7 章 (メーソンリー) 「1 家族用住宅、ローコスト住宅については、NSCP2010 第 3 巻の関係規定を参照 (referrals are made) することにした」とされている。また、基準の第 1 章 104 節では、「NSCP 第 3 巻に適合する住宅は、本章に適合するものと見做す」と規定されている。
- 4) 一部の基準は、公共事業道路省から、参照すべき基準としての認定を受けていないとのことであった。
- 5) 同基準は、住宅・土地利用規制委員会の指導監督組織である住宅・都市開発調整委員会 (HUDCC housing and Urban Development Council) の理事会 (Board of Commissioners 議長は副大統領、メンバーは、法務省、内務・自治省、公共事業道路省、国家経済開発庁の副大臣など。) が決定している。現行は、2001 年に承認されたもの。

* 独立行政法人国際協力機構

**設計工房佐久間

***独立行政法人防災科学技術研究所

**** NPO 法人都市計画・建築関連 OV の会

***** (株) 山下設計

* Japan International Cooperation Agency (JICA)

** Sakuma Architect's Atelier

*** National Research Institute for Earth Science and Disaster Prevention

**** Ex-Volunteer Association for Architects (EVAA)

***** Yamashita Sekkei Incorporation